

# 平成30年4月からの 児童クラブ入会児童募集

平成30年4月1日時点で、市内の小学校に就学予定の児童か、市内在住で市外の小学校に就学予定の児童で、その保護者が次の理由により、昼間家庭で児童の保育ができないと認められる場合  
 ▷自宅外か自宅内での仕事 ▷出産前後 ▷長期の疾病か心身の障害 ▷同居家族の介護・看護 ▷災害の被災・復旧 ▷その他、市長が特に必要と認める状態  
 放課後児童クラブ入会申請書、各種証明書など必要な書類、印鑑、口座振替依頼書(本人用控)の写し  
 1月9日～2月7日(必着)に、入会希望の児童クラブへ。  
 ※日曜日、祝日を除く ※申請書などは、12月11日(月)から各児童クラブ、子ども家庭課、各総合支所市民生活課で配布  
 〇〇子ども家庭課(☎231-1431)



行ってみよう！  
ふくふくこども館の催し

●大きくなったね&おたんじょうびおめでとうⅡ 〇〇親子  
 子 〇〇12月11日(月)  
 午前10時～正午、午後1時30分～3時30分 〇〇子ども  
 の成長記録として、身体測定を実施しています。誕生日の子どもには、お誕生カードを贈呈



●親子ENGLISHⅡ 小学校低学年クラスⅡ 〇〇小学校低学年保護者同伴  
 〇〇12月10日(日)午後2時30分～3時30分 〇〇発音・ことばのちがいを、遊びを通して耳と動きでまなぼう！ 定8人 料500円

〇〇電話で、ふくふくこども館へ。 〇〇ふくふくこども館 (☎227-2581)

母子父子寡婦福祉資金の貸し付けについて

進学に係る費用や就職の準備金など、必要な資金の貸付制度です。申請から貸し付けまで最長2カ月かかりますので、早目に相談を。  
 ※貸し付けには一定の条件あり  
 ※申請後の審査により、貸付金額の減額や、貸し付けができない場合があります



〇〇市内在住の母子家庭の母・父子家庭の父・寡婦、父母のいない児童

※現在の収入で必要な経費を賄える場合は対象外 〇〇申請期限 〇〇毎月10日 ※申請前に事前相談が必要(要予約) ※受け付け 〇〇平日午前9時～午後4時

〇〇子ども家庭課(☎231-1358)

## 楽しい催しがいっぱい 児童館のイベント

●ゆたか児童館(☎253-8281)  
 ▷親と子の防火指導教室Ⅱ 〇〇幼児とその保護者 〇〇12月4日(月)午前10時30分 〇〇紙芝居、消防車の見学と記念撮影など。

●ひかり童夢(☎229-0980)  
 ▷文楽小合唱クラブクリスマスコンサートⅡ 〇〇幼児と保護者、小学生 〇〇12月9日(土)午前11時～午後1時 〇〇12月16日(土)午後1時～午後5分 〇〇20組(先着順) 〇〇持おしほり、10円玉 〇〇12月9日(土)までに直接か電話で、ひかり童夢へ。

●ひこまる(☎266-3321)  
 ▷親子エアロビクスⅡ 〇〇乳幼児と保護者 〇〇12月8日(金)午前11時20分 〇〇新聞紙でたこづくりⅡ 〇〇幼児と保護者、小学生 〇〇12月9日(土)午前10時30分 〇〇15人(先着順) 〇〇100円(材料費) 〇〇直接か電話で、ひこまるへ。

●宇賀児童館(☎776-0001)  
 ▷オリジナルな年賀状を作ろうⅡ 〇〇幼児と保護者、小学生 〇〇12月9日(土)午前10時30分 〇〇クリスマスお楽しみ会Ⅱ 〇〇幼児と保護者、小学生など 〇〇12月16日(土)午後1時30分 〇〇カバおじさんの腹話術や歌、ゲームなど 〇〇50人(先着順) 〇〇12月1日～12月10日に、直接か電話で宇賀児童館へ。

## 生活・福祉の総合相談窓口

どうして我が家は毎月お金が足りないの「どうしよう」を相談しよう！



仕事や就職活動、家計のやりくり、借金、家賃の支払いなど、あなたの生活・福祉に関する悩み、困り事の解決を支援します。  
 ※家族や身近な方からもご相談いただけます

相談無料、秘密厳守

〇〇平日午前9時～午後5時

社会福祉法人下関市社会福祉協議会

- 【本所】☎232-2003(貴船町)
- 【菊川支所】☎287-0126(下岡枝)
- 【豊田支所】☎766-0641(矢田)
- 【豊浦支所】☎774-1122(川棚)
- 【豊北支所】☎782-1745(滝部)

## 福祉・医療

### 介護予防教室

### 「いきいきふれあい教室」

いつまでもいきいきとした生活が送れるよう、体操や運動を行います。※1人1教室まで ※全12回程度

〇〇市内在住の65歳以上で医師などから運動を制限されていない、要介護認定がない方 〇〇①市民センターⅡ毎週金曜日 午前10時～11時30分 ②北部公民館Ⅱ毎週木曜日 午前10時～11時30分 〇〇25人 〇〇電話で、①12月20日(水)までに本庁西部地域包括支援センター(☎250-8521)、②12月15日(金)までに本庁北部地域包括支援センター(☎255-1111)へ。

〇〇長寿支援課(☎231-1340)

### ひきこもりを考えるフォーラム

「社会的ひきこもり」という、日本の現代社会が抱える問題の解決に向けて、ひきこもり本人や家族、支援者が一層の理解と連携を深めることを目的とするフォーラムです。 〇〇12月10日(日)午後1時30分～4時 〇〇シンフォニア岩国(岩国市三笠町二丁目) ※成人保健課ではひきこもりに関する相談を受け付けています

〇〇成人保健課(☎231-1419)

### 紙おむつなどの介護用品を支給

要介護者を介護する同居家族に、紙おむつなどを支給します。



〇〇次の全ての要件を満たす要介護者を介護している住民税非課税世帯の同居家族 〇〇市内に居住し、在宅で生活している 〇〇要介護3・4・5である 〇〇生活保護を受給

していない ※要介護3の場合は、平成29年4月1日以降に合計3万円を超える介護用品を購入したことが確認できる領収書を添付し、地域包括支援センターを経由して申請を ㊦▽支給品目Ⅱ紙おむつ、尿取りパッド、ゴム手袋、お尻拭きシート ▽支給限度Ⅱ2カ月につき1万円を上限として現物支給▽利用者負担Ⅱ支給に要する費用の1割

▽長寿支援課(☎231-1340)

# 保険・年金

## 各総合支所市民生活課

- ▽菊川(☎287-4003)
- ▽豊田(☎766-2180)
- ▽豊浦(☎772-4023)
- ▽豊北(☎782-1922)

## 国民健康保険料算定に係る所得等の申告が変わります

平成30年度の国民健康保険料算定のため、平成30年1月に所得等の申告書(簡易申告書)を対象の方に発送します。申告書の様式に変更がありますので、同封の説明書を必ずご確認ください。

これまで国民健康保険用の簡易申告書をしていただいても、平成29年中に収入のある場合や、保育料算定・公営住宅入居審査・そ

の他行政サービス等を利用するために税務証明書が必要な場合は市県民税申告をしてください。※収入のない方や、非課税収入遺族・障害年金、失業保険などのみの方については、従来通り保険年金課窓口で簡易申告ができます

▽保険年金課(☎231-1930)、各総合支所市民生活課

## 国民健康保険の出産育児一時金 直接支払制度をご存じですか

国民健康保険の被保険者が出産したとき、出産育児一時金が世帯主に支給されます。出産費用に充てるために医療機関へ直接支払うこともできます。



▽上限42万円 ※出産費用が42万円未満の場合、申請により差額を支給 ※産科医療補償制度に加入しない医療機関で出産した場合、1万6000円を減算 ※出産日翌日から2年を経過した場合は、支給不可

▽保険年金課(☎231-1668)、各総合支所市民生活課

## 後期高齢者医療の入院時食事代等減額制度の申請を

住民税非課税世帯の方は、その月に支払う自己負担限度額が最初から低所得区分のものとなり、また、入院時の食事代が安くなる後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定制度があります。申

請月以前にさかのぼっては適用されませんので、事前に認定証の交付を申請してください。

▽適用期間Ⅱ申請月の1日〜平成30年7月31日 ㊦後期高齢者医療被保険者証、印鑑、過去1年間の入院領収書、年金証書、老齢福祉年金受給者のみ ㊧保険年金課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

▽保険年金課(☎231-1306)、各総合支所市民生活課

## 介護保険サービスの利用を希望する方は認定申請を

市内に住所がある、昭和28年1月1日以前に生まれた方で、日常生活に介護が必要なため介護保険のサービス希望する方 ㊦介護保険被保険者証、本人確認ができる書類 ㊧介護保険課、各総合支所市民生活課、本庁の各支所へ。

▽介護保険課(☎231-3184)



# 相談

## 弁護士無料法律相談

●豊田総合支所Ⅱ回12月15日(金)午後1時〜4時 ㊦6人(先着順) ㊧12月1日〜15日に、電話で豊田総合支所(☎766-2079)へ。

●市民相談所Ⅱ毎週月・木曜日の午前9時〜正午、午後1時〜4時 ※祝日休み ㊦12人(相談日の1週間前から直接か電話で予約を)※職員による一般相談は平日の午前9時〜午後4時に実施

▽市民相談所(☎231-3730)

## 勤労福祉会館からのお知らせ

▽労働相談Ⅱ雇用問題や賃金・休暇・労働時間など ㊦毎週火・木、第1・3・5金曜日、第2・4土曜日の午前9時〜午後5時 ※相談は直接来館か電話、Eメール(勤労福祉会館のホームページ内労働相談「入力フォーム」から送信)

▽勤労福祉会館(☎223-2171)



# お知らせ

## 浄化槽法定検査を受けましょう

浄化槽を使用している方は、使用を始めて3カ月経過後5カ月の間と、その後1年に1回は県知事が指定した検査機関の山口県浄化槽協会による検査が法律で義務付けられています。

浄化槽が適正に維持管理され、本来の機能が十分発揮されているかを確認する検査です。維持管理者と委託契約をしていますが、検査は受けなければなりません。※検査の時期になったら、山口県浄化槽協会から案内があります

▽廃棄物対策課(☎252-0978)

**行政相談・人権相談・年金相談(12月)**

- 行政相談…国の行政機関に関する苦情、要望、意見等【詳細】山口行政監視行政相談センター(☎083-932-1100)
- 人権相談…差別、暴行、虐待、セクハラ、パワハラ、いじめ、体罰、名誉侵害等、人権問題全般【詳細】山口地方司法局 下関支局(☎234-4000)
- 年金相談…年金に関する事【詳細】山口県社会保険労務士会 下関支部(☎083-923-1720)

▽市民文化課(☎231-1830)

内容	日曜	時間	会場
行政相談	11月	10:00~12:00	菊川町総合福祉会館
	13水	13:00~16:00	市役所本庁舎新館5階
	14木		長府公民館
	15金		川中公民館
	19火	10:00~12:00	豊浦総合支所
	20水		豊北保健センター
22金	社会福祉協議会豊田支所		
人権相談	7木	10:00~12:00	小月公民館
	11月		勝山公民館
	20水		菊川町総合福祉会館
年金相談	13水	13:00~16:00	市役所本庁舎新館5階

## マークの見方

㊦…対象 ㊧…日時 ㊨…期間 ㊩…場所 ㊪…内容 ㊫…講師 ㊬…定員  
㊭…参加費など ㊮…持参する物 ㊯…申込方法 ㊰…共通事項 ㊱…問合せ先